

水道の改定前後の料金

■現行の水道料金

(2カ月あたり・税抜)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1㎡あたりの単価)			
		1~ 20㎡	21~ 60㎡	61~ 200㎡	201㎡ 以上
13 mm	1,920 円	4 円	102 円	114 円	126 円
20 mm	2,280 円				
30 mm	2,880 円				
40 mm	3,360 円				
50 mm	5,520 円				
75 mm	8,400 円				
100 mm	10,800 円				
共用 (1戸または 1世帯につき)	1,920 円				

■改定後の水道料金

(2カ月あたり・税抜)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1㎡あたりの単価)			
		1~ 20㎡	21~ 60㎡	61~ 200㎡	201㎡ 以上
13 mm	2,300 円	5 円	122 円	137 円	151 円
20 mm	2,740 円				
30 mm	3,460 円				
40 mm	4,040 円				
50 mm	6,620 円				
75 mm	10,080 円				
100 mm	12,960 円				
共用 (1戸または 1世帯につき)	2,300 円				

■現行の水道料金との比較 (使用者の多い口径を抜粋)

(2カ月で 40㎡使用した場合) (税抜)

口径	現行の料金	改定後の料金	差額
13 mm	4,040 円	4,840 円	800 円
20 mm	4,400 円	5,280 円	880 円
50 mm	7,640 円	9,160 円	1,520 円

<改定後の料金の計算例>

メーター口径 13mm で、2カ月で 40㎡使用した場合

①基本料金 2,300 円

②従量料金 $\left[\begin{array}{l} 1\sim 20\text{㎡分} \quad 5\text{円} \times 20\text{㎡} = 100\text{円} \\ 21\sim 40\text{㎡分} \quad 122\text{円} \times 20\text{㎡} = 2,440\text{円} \end{array} \right.$

2カ月分の水道料金 (①+②) 税抜 4,840 円

下水道の改定前後の使用料

■現行の下水道使用料

(2カ月あたり・税抜)

種別	基本使用料	従量使用料 (1㎡あたりの単価)						
		1~20㎡	21~40㎡	41~60㎡	61~80㎡	81~100㎡	101~200㎡	201㎡以上
一般汚水	2,280 円	6 円	126 円	150 円	174 円	198 円	224 円	245 円

■改定後の下水道使用料

(2カ月あたり・税抜)

種別	基本使用料	従量使用料 (1㎡あたりの単価)						
		1~20㎡	21~40㎡	41~60㎡	61~80㎡	81~100㎡	101~200㎡	201㎡以上
一般汚水	2,740 円	7 円	151 円	180 円	209 円	238 円	269 円	294 円

■現行の下水道使用料との比較

(2カ月で 40㎡使用した場合) (税抜)

種別	現行の使用料	改定後の使用料	差額
一般汚水	4,920 円	5,900 円	980 円

<改定後の使用料の計算例>

一般汚水用で、2カ月で 40㎡使用した場合

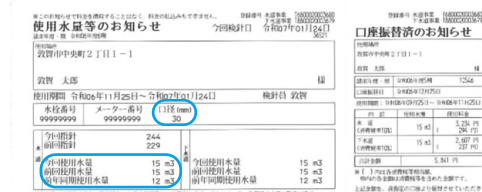
①基本使用料 2,740 円

②従量使用料 $\left[\begin{array}{l} 1\sim 20\text{㎡分} \quad 7\text{円} \times 20\text{㎡} = 140\text{円} \\ 21\sim 40\text{㎡分} \quad 151\text{円} \times 20\text{㎡} = 3,020\text{円} \end{array} \right.$

2カ月分の下水道使用料 (①+②) 税抜 5,900 円

口径と使用水量は、2カ月ごとの検針時に配布する「使用水量等のお知らせ」で確認できます

問い合わせ先
経営企画課
☎ 22-8147



令和8年1月1日から 上下水道料金を改定します

上下水道は、安全・安心な水の供給、公衆衛生の向上や水質保全など、市民生活や企業の経済活動にとって欠かすことのできないライフラインです。

将来にわたり、上下水道サービスを安定的に提供していくために、水道料金および下水道使用料(集落排水処理施設使用料を含む)を改定します。

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

上下水道事業の現状と料金改定の理由

上下水道事業は、施設整備や維持管理などにかかる費用を、主に上下水道の料金収入で賄っています。今後、人口減少により水需要は減少し続けると予測され、それに伴い料金収入の減少が見込まれます。

一方、高度成長期に整備した施設などの更新時期の到来により、老朽化した施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となるため、現行の料金・使用料では、財源不足により計画的な建設改良工事の実施が困難となる見込みです。

これらのことから、将来にわたり健全な経営を維持し、皆さまに安定したサービスを提供し続けるために、上下水道料金の基本料金と従量料金の単価を一律 20%引き上げる改定をお願いすることとなりました。

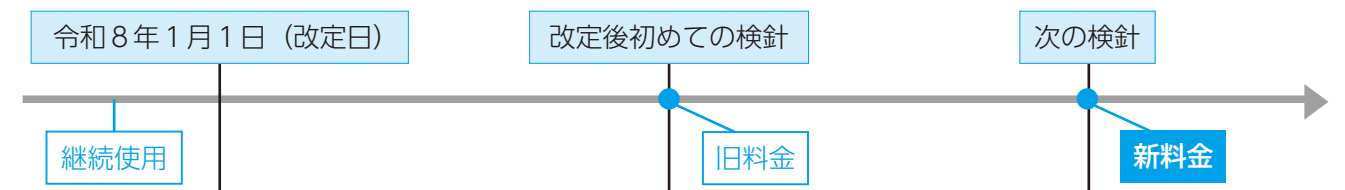
新料金を適用する時期

令和8年1月1日以降の使用分から新料金が適用になります。ただし、令和7年12月31日以前から継続して使用している場合は、経過措置により令和8年3月請求分までは旧料金となり、令和8年4月請求分から新料金が適用になります。

●令和7年12月31日以前から継続して使用している場合

▶奇数月検針の方 令和8年3月検針分(4月請求)から新料金

▶偶数月検針の方 令和8年4月検針分(5月請求)から新料金



●令和8年1月1日以降から使用を開始する場合

▶初回の請求から新料金

